



大監収第17号
令和5年4月25日

請求人様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊 行
東大和市監査委員 二 宮 由 子

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和5年3月8日に受理した住民監査請求（東大和市職員措置請求）について、
地方自治法第242条第5項の規定により、監査した結果を別紙のとおり通知します。
なお、本監査結果につきましては、同条同項の規定に基づき公表いたします。

住民監査請求に係る監査結果

東大和市監査委員

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和 5 年 3 月 8 日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨 (請求書の原文のとおり)

ア 対象となる違法又は不当に怠る事実

桜が丘中央公園に総額約 6,000 万円の予算で木製遊具を設置する計画がありましたが、市執行部(まちづくり部土木公園課公園緑地係)が一部の市民の反対意見により、計画を取りやめにしました。具体的には、2022年3月および9月の市議会で、当初予算と補正予算を合わせて約6,000万円の予算案が可決され、10月には指名競争入札で施工事業者も決定し、公園利用者に遊具設置の案内が掲示されました。設置工事のためには既存の滑り台を撤去する必要があり、撤去工事のみ実施されました。その後、市執行部は周辺住民から反対意見が寄せられたことを受けて、2023年1月に周辺住民のみを対象にした説明会を2度開催し、周辺住民の賛成を得られなかったことを受けて、市議会での議論を経ずに、2月に周辺住民の反対意見に従って計画を取りやめることを決定しました。

イ その行為が違法又は不当である理由

桜が丘中央公園に木製遊具を設置する当初計画を覆した一連の経緯は、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件のうち、①違法・不当な財産の管理、②違法・不当な契約の締結・履行、③違法・不当に公金の賦課徴収又は財産の管理を怠ること、に該当するためです。

具体的には、木製遊具の設置の取りやめにより、公園を利用する市民が不利益を被っていること、取りやめの決定に際して公園の周辺に住む住民の意見しか聞かず、近隣の子育て世帯や子供たちを含む広く公園利用者の意見を聞かなかつたこと、既設の滑り台を撤去したまま遊具がない状態を維持することは、①および③に該当するためです。

また、落札者が決まったにも関わらず工事を中止したため、落札事業者は収益を得る機会を失い、またはその機会を補填するために工事を実施しないにも関わらず市から費用を支払うことは、②に該当するためです。

公園は多様な市民が利用する公共施設であり、その遊具設置事業は特に子育て世帯や子供たちが直接的に裨益する事業ですが、子供たちの利益は将来の市全体の利益につながります。一連の経緯のなかで、市議会で決定した事業を市執行部が周辺住民の意見を受けて取りやめたことは、民主的な意思決定とは言えず、多様な公園利用者の意見を収集して遊具設置の是非を再考しなかったことは不当です。

東大和市が掲げる「日本一子育てしやすいまち」のスローガンに反しているため、不当であると言えます。

(2) 措置要求の内容

違法・不当な行為を是正し、市議会の2022年9月の決定に従い、桜が丘中央公園に早急に大型遊具を設置すること。また、近隣住民だけでなく、公園利用者を含む広く市民に向けた遊具設置の説明会・意見交換会を実施して、市政の透明性を向上させること。これらの措置を実施することで、市民からの信頼回復を図り、子育て世帯を含む市民の生活環境を改善することを求めます。

(3) 事実証明書

- ① 市が遊具設置を公園に掲示した事実
- ② 市が遊具設置の取りやめを掲示した事実
- ③ 2022年3月の議会議事録:1,000万円の予算案を可決した事実
- ④ 2022年9月の議会議事録:5,000万円あまり増額した補正予算案を可決した事実
- ⑤ 工事の施工業者が決定していた事実
- ⑥ 工事を中止した場合に受注者に発生した損害等を発注者(市)が補填する必要がある事を証明する事実
- ⑦ 一連の経緯(時系列)を証明する事実

4 請求の要件審査

監査委員は、令和5年3月17日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することと決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

以下の2点について監査対象とした。

- (1) 桜が丘中央公園から撤去した滑り台が、違法又は不当な管理若しくは処分であるか。

(2) 東大和市（以下「市」という。）が、桜が丘中央公園に木製遊具を設置するための工事契約において、工事の取りやめに伴い発生する損害補填の支払い（支払う見込み）が、違法又は不当な公金の支出であるか。

2 監査対象部署

まちづくり部土木公園課及び関係部署

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年4月7日に、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠を提出し、監査委員は、陳述の聴取を行った。

また、市長から弁明書の提出を受けるとともに、監査委員からの資料要求に基づき新たな書類の提出を受け、令和5年4月7日に土木公園課などの職員から陳述の聴取を行った。

4 現地調査

監査委員は、令和5年3月27日に桜が丘中央公園、狭山緑地及び廻田第二公園を視察した。

第3 監査の結果

本件請求についての結果は、合議により次のように決定した。

本件請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

請求人からの提出書類及び陳述、監査対象部署からの提出書類及び陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事項を確認しました。

(1) 本件契約

①桜が丘中央公園滑り台移設工事

項目	単 価 契 約	
件 名	令和4年度公園等維持補修工事（単4-公10）	
契約金額	108,094円	
工 期	令和4年11月11日～令和4年12月16日	
履行場所	東大和市桜が丘2丁目142番地の18 桜が丘中央公園	東大和市狭山1丁目849番地の28外 廻田第二公園

契約締結者	東大和市長、(株)東京緑化西東京営業所長
業務内容	桜が丘中央公園の滑り台を撤去し、廻田第二公園に移設する。

②木製遊具設置工事（網掛けは、変更契約された内容）

項目	当初契約	変更契約
件名	桜が丘中央公園木製遊具等設置工事	木製遊具等設置工事
契約金額	54,890,000円	増額分:1,809,500円
工期	令和4年10月26日 ～令和5年3月3日	令和4年10月26日 ～令和5年3月30日
履行場所	東大和市桜が丘2丁目142番地の18	東大和市奈良橋1丁目321番地の4
契約締結者	東大和市長、多摩舗道(株)代表取締役	
工事概要	木製遊具2基（児童用複合遊具、幼児用複合遊具）、木製テーブル2基、木製ベンチ3基、ゴムチップ舗装（当初は43㎡、変更後は195㎡）等	

(2) 事業に係る経緯

【予算関係】	
令和4年3月14日	令和4年度一般会計予算が市議会で可決 公園等維持補修工事費：1,000万円 木製遊具等設置工事費：1,000万円
令和4年9月1日	令和4年度一般会計補正予算（第4号）が市議会で可決 公園等維持補修工事費：1,000万円 木製遊具等設置工事費：5,340万円
【上記（1）本件契約 ①桜が丘中央公園滑り台移設工事関係】	
令和4年9月15日	市が桜が丘中央公園の滑り台を、廻田第二公園に移設することを決定・・・ア
令和4年11月10日	上記アの「単価契約工事施工指示書」の決定及び工事発注
令和4年12月13日	上記アの移設工事が完了
令和4年12月13日	桜が丘中央公園の滑り台の移設工事費の支出命令の決定
令和5年1月13日	上記アの契約金額を事業者へ支払い（108,094円）
【上記（1）本件契約 ②木製遊具設置工事関係】	
令和4年9月21日	桜が丘中央公園木製遊具等設置工事の起工書を決定
令和4年9月21日	桜が丘中央公園木製遊具等設置工事の契約締結請求書の決定
令和4年9月29日	桜が丘中央公園木製遊具等設置工事の指名競争入札（10社を指名）を決定

令和4年10月24日	桜が丘中央公園木製遊具等設置工事の開札の結果、多摩舗道(株)に決定・・・イ
令和4年10月25日	上記イの契約
令和4年11月25日	上記イの契約に基づく前払金の支払い(21,900,000円)
令和5年1月31日	市が桜が丘中央公園木製遊具等設置工事の設計変更を決定
令和5年2月7日	市から工事契約者へ「工事の設計変更」の協議依頼
令和5年2月8日	工事契約者から市へ工事の設計変更の「承諾書」提出
令和5年2月9日	市が桜が丘中央公園木製遊具等設置工事の契約変更の決定
令和5年2月9日	市から工事契約者へ契約変更の「協議通知書」を送付
令和5年2月9日	市が市議会議員に対して「木製遊具等設置工事の施工場所の変更について(情報提供)」を发出
令和5年2月10日	工事請負契約(変更)を締結 変更内容：工事件名、工事場所、設計変更、契約金額の増額、契約期間の延長
令和5年3月31日	木製遊具等設置工事の契約検査課の検査(合格)及び支出命令の決定
令和5年4月21日	木製遊具等設置工事の契約金額(前払金を差引いた額)を事業者へ支払い(34,799,500円)

(3) 桜が丘中央公園に係る状況

平成15年4月3日に、桜が丘中央公園を含む地域において、都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画として、「桜が丘二丁目地区地区計画」が定められている。

2 監査対象部署の説明

(1) 桜が丘中央公園から撤去した滑り台について

桜が丘中央公園において既設の滑り台を撤去したことは、公の施設である公園の管理の問題であり、財産管理の問題ではないことから、請求の対象に当たらないものである。

(2) 市が、桜が丘中央公園に木製遊具を設置するための工事契約において、工事の取りやめに伴い発生する損害補填の支払い(支払う見込み)について

本件工事は、当初桜が丘中央公園に木製遊具を設置することを計画し、そのための工事請負契約を締結したが、工事着手前に近隣住民から公園内への遊具等の設置に意見等があったことを踏まえて、市として総合的に検討した結果、木製遊具等の設置場所を狭山緑地フィールドアスレチック内に変更した事案で

ある。当該変更は、木製遊具等の設置という契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において行われるものであるから、工事請負契約約款第20条、第24条及び第25条の規定により設計変更を行い、受注者と協議の上、契約変更を行ったものであり、契約解除による受注者に対する費用の補填は、発生していない。

また、東京都市建設行政協議会の積算基準10-2-1の規定により、受注者の責めに帰すことができない工期の延長や一時中止に伴う増加費用の適用においては、受注者の請求が必要である。本件工事においては、受注者から請求がないことから、工期の延長や一時中止に伴う増加費用についても、発生していない。よって、本件工事については、計画の取りやめによる受注者に対する費用の補填は発生しておらず、当市に損害は発生していない。

3 監査委員の判断

まず、本請求の監査に当たって、次の判例の考え方に基づいて、住民監査請求においても同様であると解されることから、「第2監査の実施、1監査対象事項」といたしました。

【判例】

最高裁判所における平成2年4月12日の判決では、住民訴訟の「対象とされる事項は法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実として性質を有するものである」と判示しています。また、同判決では、「訴えが適法といえるためには、上告人らの行為が財務会計上の行為としての財産管理行為に当たる場合でなければならない」とし、財務会計上の財産管理行為とは、「財産価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする」ものであると判示しています。

次に、桜が丘中央公園から撤去した滑り台については、廻田第二公園に新たに設置され、市民の利用に供されていることから、違法又は不当な財産の管理若しくは処分に当たらない。

また、市が契約した桜が丘中央公園に木製遊具を設置するための工事契約については、工事契約者との変更契約に基づき、東大和狭山緑地内に設置工事が履行され、検査の後、支払いも完了されている。この支払額については、工事請負契約約款に基づく適正な契約変更後の金額であり、請求者が主張する損害補填と類するものは含まれていないことから、理由がありません。

4 監査委員の意見

今回の木製遊具の設置に際しては、工事契約前の事前準備の段階において適切な対応が図られていたかについては、一部疑問を感じるころではあるが、市内において、これまでに設置がされていない大型の木製遊具が新たに設置されることは、大変意義深いものであると考える。この遊具を適切に維持管理するとともに、多くの市民の方々が、子育て支援の一助として有効に活用していただくことを期待したい。

また、市においては、今後の公園のあり方について、市の魅力向上など、まちづくりの視点を踏まえながら、都市マスタープラン等の都市づくりに関連する計画の改定に併せて、遊具を含む今後の公園整備の基本方針及び具体的な整備計画等について検討していくとのことであるが、検討に際しては、多くの市民の意見を聞くとともに、その後の整備においても、丁寧な対応を期待するものである。